

～人材適性検査～「CUBIC」を活用しませんか？

面接でのアシストとして、適性検査は統計的・客観的な評価結果の出る「CUBIC 適性検査」を活用しませんか？

一般的に会社の採用選考では、「書類選考」(年齢、学歴など属性を確認)、「学力試験」「作文・小論文」「面接」「性格・適性検査」などによって合否が決定されていますが、面接は「70%程度重視する」に対して、学力試験や適性検査は「30%程度重視する」と回答する企業が多いようです。

当事務所でも「CUBIC 適性検査」の受付をいたしておりますので、ご連絡下さい。

お試しとして **1名無料** でさせていただきます。

価格 採用適性検査・現有社員適性検査 1人につき 2,100円(税込み)

益田人事労務事務所のおすすめする 労務管理アプリケーション

ネット de 就業 (勤怠管理システム・タイムカードシステム)

- ・ 支店・営業所等の複数の拠点の勤怠情報等を一箇所で管理
- ・ 指紋認証打刻、携帯電話による打刻も可能

ネット de 賃金 (給料計算ソフト)

- ・ 社会保険料などの確認は社労士事務所で行ないますので、安心して給与計算が出来ます。
- ・ ネット de 明細を使えば、給料明細のパソコンや携帯への配信が可能となります。

ネット de 規則

- ・ 就業規則や労使協定の日付別に閲覧、印刷が出来ます。
- ・ 就業規則の従業員への周知方法としてお使い下さい。

ネット de 台帳 (従業員労務管理システム)

- ・ 社員の住所、生年月日、入社日、社会保険の等級などの基本的な情報を検索、閲覧、印刷できます。
- ・ 社労士事務所と情報が共有できます。

事務所 業務内容

労災保険 雇用保険 健康保険 厚生年金 書類作成・提出代行
就業規則、賃金規程等 諸規程作成
労務管理、労務管理アドバイス
労使紛争に関する法律相談
給料・賞与 計算事務
公的助成金申請
人材適性検査(採用適性検査・現有社員適性検査など)



【お問い合わせ先】

益田人事労務事務所

〒672-8051 兵庫県姫路市飾磨区清水121番地
TEL: 079-243-1666 FAX: 079-243-1667
E-mail: sr-msd@tmail.plala.or.jp



平成23年8月号

益田人事労務事務所通信



発行元: 益田人事労務事務所 特定社会保険労務士 益田健史
〒672 8051 兵庫県姫路市飾磨区清水121番地 電話: 079 243 1666

雇用を増やした企業に対する税制優遇措置

8月1日より受付開始
税制改正法案が成立し、「雇用促進税制」が創設されました。この「雇用促進税制」は、雇用を増やすなど一定の条件を満たした企業に対する税制優遇措置であり、8月1日からハローワークでの受付が開始されています。
なお、平成23年4月1日から8月31日までの間に事業年度を開始する事業主は、10月31日までに届出を行えばよいこととなっています。

従業員の増加1人あたり20万円の控除
「雇用促進税制」は、ハローワークに「雇用促進計画」を提出し、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に始まるいずれかの事業年度において、1年間で10%以上かつ5人以上(中小企業は2人以上)従業員を増やすなどの要件を満たした事業主に対する税制優遇制度であり、従業員の増加1人あたり20万円の法人税の税額控除を受けることができます。
なお、上記以外の要件は、次の通りです。
・ 青色申告書を提出する事業主であること
・ 適用年度とその前事業年度に事業主都合による離職者がいないこと
・ 適用年度における給与等の支給額が比較給与等支給額以上であること
・ 風俗営業等を営む事業主ではないこと

手続きの仕方
まず、事業年度開始後2カ月以内に、目標の雇用増加数などを記載した「雇用促進計画」を作成し、ハローワークに提出します。
次に、事業年度終了後2カ月以内(個人事業主については3月15日まで)に、ハローワークで雇用促進計画の達成状況の確認を求められます。
そして、確認を受けた「雇用促進計画」の写しを確定申告書等に添付して、税務署に申告を行います。

ご興味のある方は、当事務所までご連絡下さい。ハローワークへの手続きを行ないます。

「昼寝」の効果的活用で仕事効率アップ

睡眠時間の短い「働く日本人」
一般的に、「働く日本人は睡眠時間が短い」と言われています。東京の睡眠時間の長さに関する調査では「5時間59分」となっています。

15分～20分程度の昼寝が有効
最近では多くの企業で「サマータイム制」が導入されるなど、睡眠時間の短さに拍車がかかる状況の中、「昼寝」の効果が見直されています。

独立行政法人労働安全衛生総合研究所が行った調査では、工場勤務者やエンジニアを対象に、昼休みに昼寝(15分間)をした週としなかった週を比較したところ、昼寝をした週は午後の眠気をあまり感じず、その差は週の後半ほど広がったそうです。

同研究所では、時間帯は「午後2時ごろ」、長さは「15～20分程度」(高齢者の場合は30分程度)が最も効果的だと分析しています。もっとも、午後2時頃に昼寝を取れるような会社は少ないでしょうから、その場合は昼休みを利用して問題ないそうです。

効果的な活用を
適度な仮眠には、頭をスッキリとさせる効果があるそうです。暑い夏を乗り切り、仕事の効率を高めるためにも、社員の方にも「昼寝」をお勧めしてみたいかがでしょうか。
ただし、30分以上の仮眠によって深い眠りに入ってしまう、逆に疲労感が残ることもあるそうですので、ご注意を!

「夏季休暇」に関するアンケート調査結果から

3割以上が「夏休みを取らない」

まず、「あなたは今年、夏休みを取りますか？」との質問に対しては、68.6%の人が「取る」、31.4%の人が「取らない」と回答しました。

上記の質問で「取る」と回答した人を対象とした「夏休みは何日取りますか？（取る予定ですか？）」との質問では、平均が「5.6日」で、昨年の「5.7日」とほぼ同様でした。

また、「昨年と比べて、夏休みの日数に変化はありますか？」との質問では、74.2%の人が「昨年と同じ」と回答し、「昨年より増えた（増える）」と回答した人は10.2%でした。

「8月中旬」「予算1～3万円」

夏休みを取る時期については、「8月中旬（お盆）」が52.6%で最多となり、夏休み期間中に使う予算については、「1万円以上～3万円未満」が27.0%で最多という結果でした。

夏休みをどのように過ごすか？

夏休みの過ごし方については、次の通りの結果となりました。

- (1) 帰省 (29.4%)
- (2) 国内旅行 (21.8%)
- (3) 海外旅行 (13.8%)
- (4) 自宅でのんびり (11.9%)

1位の「帰省」と回答した人の理由としては、上位から「普段会えない家族と過ごしたいから」(64.1%)、「地元で友達と会うため」(15.3%)、「お墓参りのため」(12.3%)という結果でした。



無年金・低年金の発生を防止する「年金確保支援法」

3つの法律の一部改正

8月初めに「年金確保支援法案」が国会で可決・成立しました。

この法案は、(1)国民年金法の一部改正、(2)確定拠出年金法の一部改正、(3)厚生年金保険法の一部改正から成ります。

法案の趣旨

この「年金確保支援法案」の趣旨は、次の通りとされています。

「将来の無年金・低年金の発生を防止し、国民の高齢期における所得の確保をより一層支援する観点から、国民年金保険料の納付可能期間を延長することや、企業型確定拠出年金において加入資格年齢の引上げや加入者の掛金拠出を可能とする等の措置を行う」

以下では、(1)～(3)のうち主な内容について解説します。

改正された主な内容

(1)国民年金法の一部改正

国民年金保険料の未納分を過去に遡って追納することのできる期間が、現行の「2年」から「10年」に延長されます。本人の希望により保険料を納付することで、その後の年金受給につなげることができるようにするためです。期間の延長は3年間の時限措置です。

(2)確定拠出年金法の一部改正

加入資格年齢が、現行の「60歳」から「65歳」に引き上げられます。企業の雇用状況に応じた柔軟な制度運営を可能とするためです。

また、従業員拠出（マッチング拠出）を可能として所得控除の対象とします。そして、事業主による従業員に対する継続的投資教育の実施義務を明文化することにより、老後所得の確保に向けた従業員の自主努力を支援します。

(3)厚生年金保険法の一部改正

近年の経済情勢を踏まえ、母体企業の経営悪化等に伴い、財政状況が悪化した企業年金に関して措置が講じられます。

最近のニュース

「ねんきん定期便」等に関する検討会を立上げ 厚労省（8月9日）

厚生労働省は、「ねんきん定期便・ねんきんネット・年金通帳等に関する検討会」を立ち上げた。年金記録問題の再発防止・加入者サービスの向上に向け、国民自身がいつでも手軽に年金記録の確認ができる効率的な記録確認のあり方を検討するのが目的とされており、定期便のネット化等について議論していく。

新卒学生の内定取消し 全国で556人（8月5日）

厚生労働省は、今春、内定を取り消された新卒学生が7月末時点で556人（高校生312人、大学・専門学校生244人）になったと発表した。そのうち、震災を理由に内定を取り消された人は427人。また、震災を理由に自宅待機や入社日の延期を求められた人が2,472人いたこともわかった。

介護保険サービスの利用者が過去最高に（8月5日）

厚生労働省が2010年度の「介護給付費実態調査」の結果を発表し、介護保険サービスの利用者が約492万8,200人（前年度比約24万人増）となったことがわかった。過去最多を3年連続で更新し、この10年間で1.7倍になった。

離職率が2年ぶりに低下 離職者数は約643万人（8月4日）

厚生労働省が2010年の「雇用動向調査」の結果を発表し、離職率（労働者全体のうち、昨年1年間に自己都合や解雇などで仕事を辞めた人の割合）が14.5%（前年比1.9ポイント減）となったことがわかった。離職者数は約643万人だった。

国民年金保険料の追納期間を「2年」から「10年」に延長（8月4日）

国民年金保険料の未納分を過去に遡って追納することのできる期間を、現行の「2年間」から「10年間」に延長する国民年金法改正案が可決・成立した。追納期間延長は3年間の時限措置。その他、加入上限年齢を60歳から65歳に引き上げ、従業員個人の掛金拠出を可能とする確定拠出年金法改正案も成立した。

大手企業の夏季賞与が2年連続増加 平均79万1,106円（7月29日）

日本経団連が大手企業の夏季賞与調査の最終集計結果を発表し、組合員1人あたりの平均受給額が79万1,106円（前年同期比4.42%増）となり、2年連続で増加したことがわかった。

震災による労災死が1,000人超に（7月16日）

厚生労働省は、勤務中や通勤中などに被災し死亡したとして労災認定し、遺族補償の支給決定をした件数（7月14日時点）が1,001人（申請件数1,337人）に上ったと発表した。宮城県636人（同851人）、岩手県269人（同341人）、福島県79人（同124人）、その他の都道府県17人（同21件）の順に多くなっている。

事務所からのお知らせ

いつもお世話になっております。社会保険労務士の益田です。
暑い日が続いておりますが皆様にはお変わりございませんでしょうか？

さて、当事務所の今月の業務ですが、労働基準監督署の「定期調査」の対象となったお客様が多くありました。「定期調査」とは、労働基準監督官が企業に対して、そこで働く労働者を労働諸法令に違反して雇用していないか調査する制度です。

内容は主に、サービス残業（未払い残業代）の有無、就業規則や労使協定書などの法律で定められた書類の有無、雇用契約書の有無などを調べます。

毎年、対象となる業種を絞りその中から対象企業を無作為に抽出しているようですが、今年は外国人技能実習制度を活用して雇用している企業、イオンモールへ出店している企業などが対象となっているようです。